

福井市鷹巣地区社会福祉協議会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、福井市鷹巣地区社会福祉協議会という。

(区 域)

第2条 この会の区域は、福井市鷹巣地区の全域とする。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を福井市蓑町14-7 鷹巣公民館に置く。

第2章 目的

(目 的)

第4条 この会は、鷹巣地区の住民が、すべて健康で文化的な楽しい生活を営むことができるように、地区内の住民が協力して福祉を増進し明るいまちづくりに貢献することを目的にする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立。
- (2) 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成。
- (3) 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地域ぐるみの福祉活動の実践。
- (4) その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 組織

(組 織)

第6条 この会は、鷹巣地区内居住の全住民世帯主をもって組織する。

第7条 この会は、事業達成のために必要に応じ専門部会を置くことができる。

第4章 役員

(役 員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| (1) 会 長 | 1名 | |
| (2) 副 会 長 | 2名 | |
| (3) 常任理事 | 4名 | |
| (4) 理 事 | 14名以内 | |
| (5) 監 事 | 2名 | |
| (6) 事務局長 | 1名 | 事務局 若干名 |
| (7) 庶 務 | 2名 | |
| (8) 会 計 | 1名 | |

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする、再選は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の選出)

第10条 役員の会長・副会長は常任理事会で選出し代議員総会で承認する。

2 常任理事は、自治会連合会長・自治会連合副会長・民生児童委員代表・婦人会長の4名とする。

3 理事は、自治会長・民生児童委員から選出する。

4 監事は、自治会長から会長が2名選出する。

5 事務局長・庶務・会計は会長が選出する。

(役員の職務)

第11条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、諮問に応ずるとともに、常にその任にあたる。

4 理事は、この会の運営に当たる

5 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

6 事務局長は、この会の会務を処理する。

7 庶務は、この会の事務を処理する。

8 会計は、この会の会計を処理する。

第5章 代議員

(代議員)

第12条 この会は、次の代議員を置く。

(1) 各種団体代表者13名以内

(2) 福祉委員13名

第13条 代議員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

第6章 福祉委員

(福祉委員の役割)

第14条 福祉委員の役割は、次の通りとする。

(1) 福祉問題の発見

(2) 福祉情報の伝達

(3) 近隣の協力者の開拓

(4) 社会福祉協議会の一員としての活動への参加。

第7章 顧問

(顧問)

第15条 この会に、顧問を会長の推薦により若干名置くことができる。その任期は2年とする。

第8章 会議

(会議の種類)

第16条 この会議の会議は、代議員総会及び常任理事会と通常役員会と福祉委員会とする。

2 総会は、代議員総会と臨時総会とする。

3 常任理事会は、必要に応じて随時開催する。

4 通常役員会は、必要に応じて随時開催する。

5 福祉委員会は、必要に応じて随時開催する。

第17条 代議員総会は、常任理事と理事と代議員をもって構成する。

2 常任理事会は、役員と常任理事と顧問をもって構成する。

3 通常役員会は、会長と副会長と事務局長と会計をもって構成する。

4 福祉委員会は、会長と副会長と事務局長と会計と民生児童委員代表と福祉委員をもって構成する。

(機能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の制定改廃に関すること。

(4) 役員の承認及び解任に関すること。

(5) 自治会型デイホーム事業の活動報告と決算報告に関すること。

(6) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 常任理事会は、次の事項を決議する。

(1) 総会に付すべき事項に関すること。

(2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 通常役員会は、具体的社協問題の情報交換と活動のありかたに関すること。

4 福祉委員会は、具体的福祉問題の情報交換と活動のありかたに関すること。

(代議員総会)

第19条 代議員総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、常任理事が必要と認めたときは開催する。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、会長が必要と認めたときは開催する。

(通常役員会)

第22条 通常役員会は、会長が必要と認めたときは開催する。

(福祉委員会)

第23条 福祉委員会は、会長が必要と認めたときは開催する。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

第9章 会計

(会計の構成)

第25条 この会の会計は、会費、補助金、及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

(事業計画)

第26条 この会の事業計画(収支予算)は、役員及び常任理事会で協議し総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業計画及び収支決算は、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第28条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 会則の変更

(会則の変更)

第29条 この会は、総会において承認を得なければ変更することができない。

(設立年月日)

第30条 この会の設立年月日は、昭和55年6月29日とする。

付 則

この会則は、昭和55年 6月29日 施行

この会則は、平成 9年 5月11日 一部改正

この会則は、平成16年 5月 8日 一部改正

この会則は、平成18年 5月 6日 一部改正

この会則は、平成21年 5月 9日 一部改正 平成21年4月1日より施行する。

この会則は、平成28年 5月 7日 一部改正 平成28年4月1日より施行する。

この会則は、平成30年 5月19日 一部改正 平成30年4月1日より施行する。

この会則は、令和元年 5月11日 一部改正 平成31年4月1日より施行する。

